

災害対策法制見直しの全体像

東日本大震災の教訓・課題を受け、行うべき防災対策の全般的見直し

※「防災対策推進検討会議」中間報告（H24.3.7決定）において今後の検討の方向性が示された主なもの。今後、最終報告（H24夏頃予定）に向けて、論点が追加される場合があり得る。

◇災害から生命を守るために

- ・物資輸送は被災地の要請がなくても送り込む「プッシュ型」の構築、民間との連携に留意

◇被災地を支える体制づくり

- ・大規模災害時における都道府県や国の調整による地方公共団体間の支援の仕組みの強化や、そのための受援計画の明確化
- ・都道府県が広域避難に関する指示・調整を行うことができる仕組みの確立
- ・市町村機能が著しく低下した場合や災害緊急事態における都道府県や国の対応のあり方を検討

◇ニーズに応じた避難所運営

- ・避難所の位置付けの明確化

◇スピード感、安心感がある被災者支援

- ・体系的な被災者支援制度への見直し検討

◇復旧・復興をスムーズに成し遂げるための仕組み

- ・復興の枠組み検討と震災時の特別対策で有効なものは直ちに発動できる方策の確立

◇大災害を生き抜くための日頃からの備え

- ・ハード・ソフトが一体となった「減災」や、「自助」「共助」等の明確化検討
- ・様々な組織・機会での防災教育、教訓の伝承・定着、訓練の推進
- ・多様な主体（国・地方・民間事業者・ボランティア・自治組織等）の連携共同による社会の総力を挙げた対策強化

今国会に提出

・右記以外で緊急に措置を要するもの

(1)大規模広域な災害に対する即応力の強化

- ・国・地方公共団体による積極的な情報の収集・伝達・共有の強化
- ・地方公共団体間における応援業務に係る都道府県・国による調整規定の新設、対象業務の拡大
- ・地方公共団体間の相互応援等を円滑化するための平素の備えの促進

(2)大規模広域な災害時における被災者対応の改善

- ・救援物資等を被災地に確実に供給する仕組みの創設
- ・市町村・都道府県の区域を越える被災住民の受入れ（広域避難）に関する都道府県・国による調整規定の創設

(3)教訓伝承、防災教育の強化や多様な主体の参画による地域の防災力の向上

- ・教訓伝承の新設・防災教育強化等による防災意識向上
- ・地域防災計画の策定への多様な主体の参画

(4)その他

- ・国・地方公共団体の防災会議と災害対策本部の役割の見直し

次の国会以降

・国民の権利義務に関連するもの
・費用負担も含めた国の役割のあり方 など

○減災等の理念の明確化と多様な主体の参画による防災意識の向上

○自然災害による国家的な緊急事態への対応のあり方

○被災者支援の充実

○復興の枠組みの整備

○避難の概念の明確化

○その他、災害対策法制全体の見直し